令和８年（フ）第２０４号
長野県松本市大字惣社591番地４
債務者　三村　美恵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第７３号
長野県諏訪郡原村13457番地３
債務者　田中　孝江
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第９７号
岐阜県養老郡養老町五日市480番地18、前住所岐阜県養老郡養老町三神町117番地２
債務者　三田　　聡
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
岐阜県揖斐郡池田町本郷264番地の１　ＮＯＲＴＨＧＡＲＤＥＮ　ＩＫＥＤＡ２　110、前住所岐阜県揖斐郡池田町片山1100番地　セジュールＮＡＲＵＳＥ　Ｃ204
債務者　平田ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
岐阜県大垣市上石津町乙坂18番地１　リバーサイド養老、（前住所）岐阜県大垣市万石１丁目35番地　パンプキンハウス　107号、（前々住所）岐阜県大垣市三本木２丁目69番地まこと荘
債務者　末村　秀次
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５６５号
静岡県牧之原市細江2212番地３　ライフピア207
債務者　大石　美晴
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７０号
静岡市駿河区西脇790番地の１　アムールハイム　103
債務者　井上　美奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０３号
三重県津市高茶屋六丁目11番46号　奥田ハイツ103
債務者　佐野　あゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２７号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田1181番地　千秀Ⅷ203号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地（前々住所）滋賀県東近江市市子殿町1430番地　メゾン　サンピエル　209号室
債務者　帆士　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２１０号
兵庫県伊丹市昆陽北１丁目６番７号　吉川文化102号
債務者　秋月　孝雄
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４８８号
兵庫県加古川市新神野７丁目２番４－706号、従前の住所兵庫県加古川市西条山手２丁目15番10号
債務者　沖　　泰子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９７号
兵庫県加古川市平岡町高畑207番地の１エクセル東加古川弐番館403号
債務者　岳　　義仁
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２２号
兵庫県加古川市別府町西町３番地　クレアハイムベフ202号、従前の住所兵庫県加古川市平荘町養老622番地
債務者　金澤　美幸
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２８号
兵庫県高砂市北浜町北脇300番地の５
債務者　利倉　珠貴
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３０号
兵庫県姫路市下手野６丁目３番２号　ミストラル下手野205号室
債務者　宮西有希奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５７号
奈良市杏町62番地　カーサベルデ110号
債務者　羽坂　直晃
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係